

山本経営事務所 (報酬一覧)

■飲食経営コンサルティング (要相談)

★コンサルティング報酬に関しては、1ヶ月 350,000 円を基本とし、対応内容等を相談の上、決定させていただきます。契約期間は3ヶ月とし、お客様都合での解約の場合には違約金 (契約金の1ヶ月分) が発生致します。

■企業経営コンサルティング (要相談)

★コンサルティング報酬に関しては、1ヶ月 350,000 円を基本とし、対応内容等を相談の上、決定させていただきます。契約期間は3ヶ月とし、お客様都合での解約の場合には違約金 (契約金の1ヶ月分) が発生致します。

■営業代行支援 企業様、個人事業主様 (要相談)

★営業代行支援報酬に関しては、活動費として1ヶ月 110,000 円 (行動費・ガソリン代・チラシ作成代含む) を基本とし、対応内容等を相談の上、決定させていただきます。成果報酬として、当事務所が契約した請負代金の10% (要相談) を頂きます。契約期間は3ヶ月とし、お客様都合での解約の場合には違約金 (契約金の1ヶ月分) が発生致します。

◎テレホンアポインター

対象、電話時間など相談の上、1ヶ月単位の更新できるものとします。

例：テレアポ料金 120,000 円 20日実施 時間 16時～19時

◎ポスティング

範囲、部数など相談の上決定させていただきます。

*チラシ、ポストカードの作成も致します。

****成果保証制度****

3ヶ月たって何も成果が出なかった場合は、成果が出るまで当事務所で無料にて責任もって支援させていただきます。

■融資コンサルティング 財務管理、資金繰り等

★着手金 80,000 円

成功報酬については、借入金額の 10%と致します。

別途、内容によっては、公的機関への書類作成料金が掛かる場合があります。

■顧問請負契約 経営全般アドバイス・助言

★顧問請負契約報酬に関しては、3 ヶ月 250,000 円を基本とし、対応内容等を相談の上、決定させて頂きます。

■その他経費

★県外出張の場合

◎往復の交通費 *泊りの場合 掛かった宿泊費 (ビジネスホテル)

◎日当は、両方相談上、決めさせて頂きます。

高松事務所 〒761-0104 香川県高松市高松町 161-1

Management Consultant 山本経営事務所 (A・M・C・J) 代表 経営士 山本 恵幹

経済産業大臣許可 (29 企 第 2638 号) 一般社団法人日本経営士会所属 登録番号 4990

代表電話 087-814-3266 ファックス 087-814-3267 代表直通 090-5276-2387

E-mail yamamoto@amcj.info HP : <http://amcj.info> 受付時間 8:00~21:00 (年中無休)